個人情報保護委員会(第253回)議事概要

1 日 時:令和5年9月13日(水)14:30~

2 場 所:個人情報保護委員会 委員会室

3 出席者:丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、

加藤委員、藤原委員、梶田委員、髙村委員、

三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、

吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官

4 議事の概要

(1)議題1:個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則案 等に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

藤原委員から「近時問題となっている Web スキミングを念頭においての 改正であるが、個人情報取扱事業者に対して不正の目的をもって行われた おそれがある行為により個人情報が流出するような事態は、二次被害が発 生するおそれが大きいことから、委員会として事態を捕捉して事業者に適 切な対応を促していくことが重要である。そこで、個人データとして取り扱 われる予定がある以上、かかる事態を漏えい等報告及び本人への通知の対 象とすることが適当であると考える。その際、フィッシングサイトなど他の 類型と今回新たに捕捉対象とする類型の区別、あるいは、事業者と一体とみ なされうる委託先等の範囲等、事業者にとって対象となる事態が明らかに なるよう、今後実施する意見募集において提出された意見の内容等も踏ま え、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等で明確化を図 っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定することとなった。

(2)議題2:サーマルカメラの使用等に関する注意喚起について 事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「サーマルカメラについては、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い急速に普及したところである。そのうち、顔画像を取得するサーマルカメラの活用に当たっては、資料2-1の1に記載されているとおり、顔画像を取得している旨や顔画像の利用目的を利用者にわかりやすく明示することが重要である。また、本年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと変更されたことから、サーマルカメラの利用を終え、廃棄や転売されるものもあると考えられる。このため、資料2-1の2に記載された廃棄等する際の留意点の周知が大変に重要である

と考える。今回の注意喚起の対象者が多数存在すると考えられることから、 民間のみならず地方公共団体なども含め、わかりやすく周知を行ってほしい」旨の発言があった。

原案のとおり決定することとなった。

以上